

現 行

保育の実施基準		保護者の状況		適用	基準点数
		細分類			
1	居宅外で労働することを常態としていること	外勤	常勤者	1週の労働時間 38時間以上	9
			専従者	1週の労働時間 38時間未満	8
			パート臨時等	1週の労働時間 30時間以上	7
				1週の労働時間 20時間以上30時間未満	6
				1週の労働時間 20時間未満	5
		自営業	事業主	1週の労働時間 38時間以上	9
			専従者	1週の労働時間 38時間未満	8
			協力者	1週の労働時間 38時間以上	7
			補助者	1週の労働時間 38時間未満	6
		就労予定者(内定者)	1週の労働時間 30時間以上	6	
			1週の労働時間 20時間以上30時間未満	5	
1週の労働時間 20時間未満	4				
2	居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること	自営業	事業主	1週の労働時間 38時間以上	8
			専従者	1週の労働時間 38時間未満	7
			協力者	1週の労働時間 30時間以上	6
			補助者	1週の労働時間 30時間未満	5
		在宅勤務者	1週の労働時間 30時間以上	6	
		内職	1週の労働時間 30時間未満	5	
3	妊娠中であること又は出産後間がないこと	多胎妊娠、妊娠障害等又は1月以上の入院見込みのとき		8	
		出産予定月をはさんで前後2月の合計5月以内のとき		7	
4	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	疾病	入院	現在入院中であるとき又は1月以内に入院が決定しているとき	10
			居宅内療養	30日以上の療養が必要で常時介護を要するとき	9
		障害	重度	身体・精神障害があり介護を要するとき(身障2級以上/療育手帳A以上)	10
			中度	身体・精神障害があり支援を要するとき(身障3級以上/療育手帳B-1以上)	8
			軽度	身体・精神障害があり就労が困難なとき(身障4級以上/療育手帳B-2以上)	7
		上記のほか、通院・加療中で児童の保育に支障があるとき		5	
		5	長期にわたり疾病の状態にあること又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること	家族が入院	30日以上入院中の家族を常時付き添い看護・介護するとき
家族が自宅で療養	重度			重度の身体・精神障害者や寝たきりの家族を常時介護するとき	8
	中度			中度の身体・精神障害者や病床にある家族を常時介護するとき	7
上記のほか、看護・介護のため児童の保育に支障があるとき				4	
6	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	11			
7	その他前各号に類する状態にあること	父・母の不在	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等で母子家庭又は父子家庭になっているとき	10	
		職業訓練・技能習得・通学等	就労を前提に職業訓練や各種の学校(自動車教習場を除く)に通学するとき	8~5	
		求職中	求職活動のため昼間外出を常態としているとき(概ね2月以内の就職を前提)	3	

新 制 度

				基準点数	区分
1	居宅外就労	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ1日8時間以上働いている		100	標準
		月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ1日6時間以上働いている		90	標準
		月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ1日6時間以上働いている		80	短
		月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ1日4時間以上働いている		70	短
		上記には該当しないが、月64時間以上働いている		60	短
		就労予定者(内定者)			
		就労予定者(内定者)			
		就労予定者(内定者)			
		就労予定者(内定者)			
		就労予定者(内定者)			
		2	居宅内就労	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ1日8時間以上働いている	
月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ1日6時間以上働いている				80	標準
月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ1日6時間以上働いている				70	短
月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ1日4時間以上働いている				60	短
上記には該当しないが、月64時間以上働いている				50	短
3	保護者の疾病・障害	入院	現在入院中であるとき又は1月以内に入院が決定しているとき	100	標準
		居宅内療養	30日以上の療養が必要で常時介護を要するとき	80	標準
3	保護者の疾病・障害	重度	身体・精神障害があり介護を要するとき(身障2級以上/療育手帳A以上)	100	標準
		中度	身体・精神障害があり支援を要するとき(身障3級以上/療育手帳B-1以上)	80	標準
		軽度	身体・精神障害があり就労が困難なとき(身障4級以上/療育手帳B-2以上)	60	標準
上記のほか、通院・加療中で児童の保育に支障があるとき		50	短		
4	親族の介護・看護	家族が入院	30日以上入院中の家族を常時付き添い看護・介護するとき	90	標準
		家族が自宅で療養	重度障害者(要介護認定3から5まで、身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障害の程度がA、Aの1又はAの2である者の介護をするとき)	80	標準
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(要介護認定1から2、身体障害者障害程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1又はBの2である者の介護をするとき)	70	標準
		上記のほか、看護・介護のため児童の保育に支障があるとき		60	短
6	求職	居宅外	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ1日8時間以上の仕事の内定している	80	標準
		居宅外	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ1日6時間以上の仕事の内定している	70	標準
		居宅外	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ1日4時間以上の仕事の内定している	60	短
		居宅内	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ1日8時間以上の仕事の内定している	70	標準
		居宅内	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ1日6時間以上の仕事の内定している	60	標準
		居宅内	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ1日4時間以上の仕事の内定している	50	短
		上記には該当しないが、月64時間以上の仕事の内定している		40	短
		上記の世帯以外で、求職中である場合		30	短
7	就学	学校教育法に定める学校・職業訓練施設またはこれに準ずる施設に通学		90	標準
		上記以外の就労を目的とした就学	週5日以上の日中5時間以上のカリキュラム	80	短
		週4日以上の日中5時間以上のカリキュラム	70	短	
8	虐待・DV	虐待・DV等により著しく、児童の心身の発達に影響を及ぼすとき		標準	
10	その他	父・母の不在	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等で母子家庭又は父子家庭になっているとき	100	標準
		上記以外で児童福祉の観点から、市長が特別に調整が必要と認められたとき			状況に応じ